

## 被扶養者認定事務における 事業所得者（自営業・農業等）の必要経費の取扱い一覧

### 営業所得

#### 認められる経費

売上原価、給料賃金、  
外注工賃、荷造運賃、  
水道光熱費、旅費交通費、  
通信費、修繕費、消耗品費、  
専従者給与

#### 認められない経費

減価償却費、貸倒金、  
利子割引料、租税公課、  
広告宣伝費、接待交際費、  
損害保険料、福利厚生費、  
雑費、専従者控除又は青色  
申告特別控除の額

内容を確認のうえ、  
経費と認めるか否かを  
判断する経費

地代家賃、貸倒引当金、  
車両関係費

### 不動産所得

#### 認められる経費

給料賃金、修繕費

#### 認められない経費

減価償却費、貸倒金、借入金利  
子、租税公課、損害保険料、雑  
費

内容を確認のうえ、  
経費と認めるか否かを  
判断する経費

地代家賃

### 農業

#### 認められる経費

小作料・賃借料、種苗費、  
素畜費、肥料費、飼料費、  
農具費、農薬衛生費、  
諸材料費、修繕費、  
動力光熱費、作業用衣料  
費、  
土地改良費、専従者給与

#### 認められない経費

減価償却費、貸倒金、  
利子割引料、租税公課、  
農業共済掛金、雑費、  
農産物以外の棚卸高、  
専従者控除又は青色  
申告特別控除の額

内容を確認のうえ、  
経費と認めるか否かを  
判断する経費

雇人費、荷造運賃手数料、  
貸倒引当金、車両関係費

※ 上記に記載のない経費については、個別に内容を聴取し、必要経費と認めるか否かを判断します。